

(写)

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

基賃発 0205 第 1 号
令和 6 年 2 月 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
賃 金 課 長

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類（以下「旧産業分類」という。）に基づいて定めているところであるが、今般、総務省において、令和 5 年 6 月 16 日の統計委員会答申を踏まえ、日本標準産業分類の改定に係る告示（同年 7 月 27 日総務省告示第 256 号。別添 1 参照。以下「新産業分類」という。）がなされ、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとされている。

については、今般の改正に伴う今後の特定最低賃金の取扱いについて、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

1 日本標準産業分類の改定の概要等

(1) 日本標準産業分類の改定の概要

新産業分類の概要は、別添 2 のとおり「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」等の設定、「,」（カンマ）の「、」（読点）への修正等であること。

(2) 新産業分類の特定最低賃金に対する影響

このうち、現在設定されている特定最低賃金において、新産業分類における分類項目の新設、再編及び名称の変更が行われる主な産業は次のとおりであること。

- ① 糖類製造業
- ② 各種商品小売業
- ③ 百貨店、総合スーパー

また、これらの産業について、新産業分類における変更内容は次の表のとおりであること。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

このほか、「，」（カンマ）が「、」（読点）に修正されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用対象業種の範囲の表示について改正が必要であること（例えば、旧産業分類における「管理，補助的経済活動を行う事業所」、E313「船舶製造・修理業，船用機関製造業」等）。

2 令和6年度以降の特定最低賃金の改正、新設、廃止の申出及び決定における取扱い

(1) 特定最低賃金の改正の申出及び決定

ア 改正の申出

特定最低賃金の改正の申出における件名及び適用対象業種の範囲については、当該申出に係る既設の特定最低賃金において定めている旧産業分類に基づくものとする。

この場合の申出の受付に際しては、当該申出に係る既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更しようとするものではないことを確認すること。

イ 改正の決定

改正の決定における件名及び適用対象業種の範囲については、新産業分類に基づくものとし、新産業分類に基づき既設の特定最低賃金の件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を改める必要があるものについては、最低賃金審議会における審議を経て、当該新産業分類に基づく件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を決定すること。

(2) 特定最低賃金の新設の申出及び決定

特定最低賃金の新設の申出及び決定は、新産業分類に基づくものとする。

なお、既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲の変更を伴う申出である場合には、その変更が適用対象業種の範囲の拡大又は縮小のいずれであっても新設の申出となり、新設の要件を満たすことが必要であることに留意すること。

(3) 特定最低賃金の廃止の申出及び決定

特定最低賃金の廃止の申出及び決定における件名及び適用対象業種の範囲については、旧産業分類に基づくものとする。

3 地方最低賃金審議会委員及び関係労使への説明

新産業分類に基づく特定最低賃金の改正等が円滑に行われるよう、地方最低賃金審議会各委員及び関係労使に対して、機会をとらえて上記1及び2について説明すること。

また、新産業分類により行われた分類項目の新設等に係る産業の関係労使から特定最低賃金の新設に関する相談等があった場合にも同様に説明すること。

別添1-1抜粋添付

別添1-2及び別添2は添付省略

○総務省告示第百五十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）以下「法第二十八条第一項の規定に基づき」法第二十九条に規定する統計基準として、産業に関する分類を次のように定め、令和六年四月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計（法第二十九条第三項に規定する公的統計をいう。）の表示に適用する。ただし、施行日前に作成する公的統計の表示であっても、この告示による分類に準拠することができる。

平成二十五年総務省告示第四百五号は「令和六年三月三十一日限り廃止する。」
令和五年七月二十七日

総務大臣 松本 剛毅

- 1 統計基準の名称 日本標準産業分類
- 2 日本標準産業分類を設定する目的 公的統計を産業別に表示する場合において、当該統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。
- 3 日本標準産業分類の内容

第1章 一般原則

第1項 産業の定義

日本標準産業分類（以下「本分類」という。）における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際には、同種の経済活動を営む事業所の集合体と定義される。これには、管別事業と非管別事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。
(1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
(2) その区画において、人及び設備を有し

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や現金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことができる。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別し得ることができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことができる。

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない移動販売や個人タクシー等の場合は、事業主の住居を事業所とする。
- (2) 事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) 日々従業員が異なり、資金台帳も備えられていないような品所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
- (4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。

- (5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）を含めて一事業所とする。
- (6) 鉄道業において、一構内に幾つかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関を含めて一事業所とする。
- (7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法（昭和22年法律第66号）に規定する学校、専修学校又は各種学校とする。）。なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。
- (8) 国、地方公共団体については、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。また、国、地方公共団体が行う公営企業、公営競技の事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。
- (9) 統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。

以上のほか、事業所の有無を確定すること

が困難な場合、統計調査によることがある。例えば、住居で経済活動が行われている場合は、次のように取り扱うことがある。
ア 住居に事業所があるものとする。
イ 事業からの収入が収入の主な部分を占めている場合に限り、住居に事業所があるものとする。
ウ 雇用者のある場合に限り、住居に事業所があるものとする。
エ 看板類の社会的標準のある場所に限り、住居に事業所があるものとする。また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

第3項 分類の基準

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に著目して区分し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表章等に用いられるものである。

第4項 分類の構成

本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。

また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

第5項 分類の適用単位

本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。

他方、経済センサス等において、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を適用することができない。なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができない。

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを含む分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来的経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに属する付加価値によって決定されるのが最も多いものである。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。注

付) 事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動で大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。

なお、農・林・漁家に対する販売又は買入工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱うものとする。

また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。

- (1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。

(2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。

(3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。

(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定する。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

- (1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、主たる経済活動を行う上事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を付与し、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社として産業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営

の管理、指導、経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L—学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類する。

(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。

第7項 公務の範囲

本分類は、経済活動の構成による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。本分類における公務のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。

第2章 分類項目表

大分類	中分類	小分類	細分類
A	農業、林業		
B	漁業		
C	鉱業、採石業、砂利採取業		
D	建設業		
E	製造業		
F	電気・ガス・熱供給・水道業		
G	情報通信業		
H	運輸業、郵便業		
I	卸売業、小売業		
J	金融業、保険業		
K	不動産業、物品賃貸業		
L	学術研究、専門・技術サービス業		
M	宿泊業、飲食サービス業		
N	生活関連サービス業、娯楽業		
O	教育、学習支援業		
P	医療、福祉		
Q	複合サービス業		
R	サービス業（他に分類されないもの）		
S	公務（他に分類されるものを除く）		
T	分類不能の産業		

大・中・小・細分類項目表	大分類	中分類	細分類	大分類	中分類	細分類	大分類	中分類	細分類	大分類	中分類	細分類
番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号
010	01	010	010	021	021	021	041	041	041	055	055	055
管理、補助的経済活動を行う事業所(01 農業)	A 農業、林業	01 農業	010 管理、補助的経済活動を行う事業所(01 農業)	021 育林業	021 育林業	021 育林業	041 海面養殖業	041 海面養殖業	041 海面養殖業	055 炭業原料用鉱物鉱業(耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る)	055 炭業原料用鉱物鉱業(耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る)	055 炭業原料用鉱物鉱業(耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る)
0109	0109	0109	0109	022	022	022	0411	0411	0411	0551	0551	0551
その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0109 管理、補助的経済活動を行う事業所	0109 管理、補助的経済活動を行う事業所	0109 管理、補助的経済活動を行う事業所	022 木材生産業	022 木材生産業	022 木材生産業	0412	0412	0412	0552	0552	0552
011	011	011	011	023	023	023	0413	0413	0413	0553	0553	0553
0111	0111	0111	0111	0231	0231	0231	0414	0414	0414	0554	0554	0554
0112	0112	0112	0112	0232	0232	0232	0415	0415	0415	0555	0555	0555
0113	0113	0113	0113	0239	0239	0239	0419	0419	0419	0556	0556	0556
0114	0114	0114	0114	029	029	029	0421	0421	0421	0557	0557	0557
0115	0115	0115	0115	0299	0299	0299	0500	0500	0500	0559	0559	0559
0116	0116	0116	0116	030	030	030	0509	0509	0509	0591	0591	0591
0117	0117	0117	0117	0309	0309	0309	0511	0511	0511	0592	0592	0592
0119	0119	0119	0119	031	031	031	0512	0512	0512	0593	0593	0593
0121	0121	0121	0121	0311	0311	0311	0513	0513	0513	0594	0594	0594
0122	0122	0122	0122	0312	0312	0312	0521	0521	0521	0599	0599	0599
0123	0123	0123	0123	0313	0313	0313	0522	0522	0522	0600	0600	0600
0124	0124	0124	0124	0314	0314	0314	0531	0531	0531	0609	0609	0609
0125	0125	0125	0125	0315	0315	0315	0532	0532	0532	0611	0611	0611
0126	0126	0126	0126	0316	0316	0316	0541	0541	0541	0621	0621	0621
0129	0129	0129	0129	0317	0317	0317	0542	0542	0542	0622	0622	0622
013	013	013	013	0318	0318	0318	0543	0543	0543	0623	0623	0623
0131	0131	0131	0131	0319	0319	0319	0544	0544	0544	0631	0631	0631
0132	0132	0132	0132	0321	0321	0321	0545	0545	0545	0641	0641	0641
0133	0133	0133	0133	0321	0321	0321	0546	0546	0546	0651	0651	0651
0134	0134	0134	0134	0321	0321	0321	0547	0547	0547	0661	0661	0661
014	014	014	014	0321	0321	0321	0548	0548	0548			
0141	0141	0141	0141	0321	0321	0321	0549	0549	0549			
020	020	020	020	040	040	040						
0200	0200	0200	0200	0409	0409	0409						
0209	0209	0209	0209									
管理、補助的経済活動を行う事業所(02 林業)	02 林業	02 林業	020 管理、補助的経済活動を行う事業所(02 林業)	041 海面養殖業	041 海面養殖業	041 海面養殖業	0411 海面養殖業	0411 海面養殖業	0411 海面養殖業	055 炭業原料用鉱物鉱業(耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る)	055 炭業原料用鉱物鉱業(耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る)	055 炭業原料用鉱物鉱業(耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る)
本社等	本社等	本社等	本社等	0412 木材生産業	0412 木材生産業	0412 木材生産業	0412 木材生産業	0412 木材生産業	0412 木材生産業	0551 耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る	0551 耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る	0551 耐火物・燐酸塩・ガラス・セメント原料用に限る
その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0413 特定林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0413 特定林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0413 特定林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0413 特定林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0413 特定林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0413 特定林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0552 ろう石鉱業	0552 ろう石鉱業	0552 ろう石鉱業
				0414 製糖農業	0414 製糖農業	0414 製糖農業	0414 製糖農業	0414 製糖農業	0414 製糖農業	0553 トロペイト鉱業	0553 トロペイト鉱業	0553 トロペイト鉱業
				0415 その他の特用林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0415 その他の特用林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0415 その他の特用林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0415 その他の特用林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0415 その他の特用林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0415 その他の特用林産物生産業(きのこの類の栽培を除く)	0554 長石鉱業	0554 長石鉱業	0554 長石鉱業
				0419 その他の林業	0419 その他の林業	0419 その他の林業	0419 その他の林業	0419 その他の林業	0419 その他の林業	0555 けい石鉱業	0555 けい石鉱業	0555 けい石鉱業
				0299 その他の林業	0299 その他の林業	0299 その他の林業	0299 その他の林業	0299 その他の林業	0299 その他の林業	0556 天然けい石砂鉱業	0556 天然けい石砂鉱業	0556 天然けい石砂鉱業
				030 管理、補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)	030 管理、補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)	030 管理、補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)	030 管理、補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)	030 管理、補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)	030 管理、補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)	0557 石灰石鉱業	0557 石灰石鉱業	0557 石灰石鉱業
				0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0559 その他の炭業原料用鉱物鉱業	0559 その他の炭業原料用鉱物鉱業	0559 その他の炭業原料用鉱物鉱業
				031 海面漁業	031 海面漁業	031 海面漁業	031 海面漁業	031 海面漁業	031 海面漁業			
				0311 底びき網漁業	0311 底びき網漁業	0311 底びき網漁業	0311 底びき網漁業	0311 底びき網漁業	0311 底びき網漁業			
				0312 まき網漁業	0312 まき網漁業	0312 まき網漁業	0312 まき網漁業	0312 まき網漁業	0312 まき網漁業			
				0313 刺網漁業	0313 刺網漁業	0313 刺網漁業	0313 刺網漁業	0313 刺網漁業	0313 刺網漁業			
				0314 釣・はえ網漁業	0314 釣・はえ網漁業	0314 釣・はえ網漁業	0314 釣・はえ網漁業	0314 釣・はえ網漁業	0314 釣・はえ網漁業			
				0315 定置網漁業	0315 定置網漁業	0315 定置網漁業	0315 定置網漁業	0315 定置網漁業	0315 定置網漁業			
				0316 地びき網・船びき網漁業	0316 地びき網・船びき網漁業	0316 地びき網・船びき網漁業	0316 地びき網・船びき網漁業	0316 地びき網・船びき網漁業	0316 地びき網・船びき網漁業			
				0317 採貝・採藻業	0317 採貝・採藻業	0317 採貝・採藻業	0317 採貝・採藻業	0317 採貝・採藻業	0317 採貝・採藻業			
				0318 捕鯨業	0318 捕鯨業	0318 捕鯨業	0318 捕鯨業	0318 捕鯨業	0318 捕鯨業			
				0319 その他の海面漁業	0319 その他の海面漁業	0319 その他の海面漁業	0319 その他の海面漁業	0319 その他の海面漁業	0319 その他の海面漁業			
				0321 内水面漁業	0321 内水面漁業	0321 内水面漁業	0321 内水面漁業	0321 内水面漁業	0321 内水面漁業			
				040 管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産業)	040 管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産業)	040 管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産業)	040 管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産業)	040 管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産業)	040 管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産業)			
				0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			

283	記録メディア製造業	283	民生用電気機械器具製造業	3015	交通信号保安装置製造業	314	航空機・同附属品製造業
2831	半導体メモリメディア製造業	2931	ちゅう房機器製造業	3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	3141	航空機製造業
2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	2932	空調・住宅関連機器製造業			3142	航空機用原動機製造業
284	電子回路製造業	2933	衣料衛生関連機器製造業	302	映像・音響機械器具製造業	3149	その他の航空機部分品・補助装置製造業
2841	電子回路基板製造業	2939	器具製造業	3021	ビデオ機器製造業	315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
2842	電子回路実装基板製造業	2944	電球・電気照明器具製造業	3022	デジタルカメラ製造業	3151	トラック同部分品・附属品製造業
285	エレクトロニクス部品製造業	2944	電球製造業	3023	電気音響機械器具製造業	3159	トラック同部分品・附属品製造業
2851	電圧調整器・高周波エレクトロニクス製造業	2942	電気照明器具製造業	3031	電子計算機・同附属装置製造業	319	トラック同部分品・附属品製造業
2859	その他のエレクトロニクス部品製造業	2951	電池製造業	3032	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	3191	自動車・同部分品製造業
289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2952	一次電池(乾電池、湿電池)製造業	3033	パーソナルコンピュータ製造業	3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業
2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2961	電子応用装置製造業	3034	外部記憶装置製造業		
29	電気機械器具製造業	2962	医療用電子応用装置製造業	3035	表示装置製造業	320	その他の製造業
290	管理、補助的経済活動を行う事業所(29 電気機械器具製造業)	2969	その他の電子応用装置製造業	3039	輸送用機械器具製造業	320	管理、補助的経済活動を行う事業所(32 其他の製造業)
2900	主として管理事務を行う本社等	2971	電気計測器製造業	31	輸送用機械器具製造業	3200	管理、補助的経済活動を行う事業所(32 其他の製造業)
2909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	2972	電気計測器製造業(9)補機を除く)	310	管理、補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)	3209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
291	探査用・送電用・配電用電気機械器具製造業	2973	工業計測器製造業	3100	主として管理事務を行う本社等	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製造業
2911	充電機・電動機・その他の電気機械器具製造業	2999	その他の電気機械器具製造業	3109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製造業
2912	変圧器製造業(電子機器用を除く)	30	情報通信機械器具製造業	311	自動車・同附属品製造業	3219	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製造業
2913	電力開閉装置製造業	300	管理、補助的経済活動を行う事業所(30 情報通信機械器具製造業)	3111	自動車(二輪自動車を含む)	3221	装身具・装飾品・ホタテ・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)
2914	配電盤・電力制御装置製造業	3000	主として管理事務を行う本社等	3112	自動車部分品・附属品製造業	3222	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)
2915	配線器具・配線附属品製造業	3009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	312	自動車用部分品製造業	3229	針・ピン・ボタン・ボタン・同関連品製造業
2921	電気溶接機製造業	3011	有線通信機械器具製造業	313	船舶製造・修理業	3231	時計・同部分品製造業
2922	内燃機関電装品製造業	3012	デジタルトーン・携帯電話部品製造業	3131	船舶製造・修理業		
2923	電気炉・電熱装置製造業	3013	無線通信機械器具製造業	3132	船舶製造・修理業		
2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	3134	船舶製造業		